

一宮監公表第7号
令和3年2月3日

一宮市監査委員 和 家 淳
一宮市監査委員 岸 澤 修
一宮市監査委員 島 津 秀 典
一宮市監査委員 森 ひとみ

経済部等の定期監査及び行政監査結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、経済部及び農業委員会事務局の監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

経済部等の定期監査及び行政監査結果報告

地方自治法第199条第1項及び第4項による定期監査並びに同条第2項による行政監査として、経済部及び農業委員会事務局の監査を一宮市監査委員監査基準に準拠して実施した。その概要及び結果は次のとおりである。

第1 監査の概要

1 監査の対象

経済部（商工観光課、企業立地推進課、農業振興課、働く婦人の家）及び農業委員会事務局の財務事務及び経営に係る事業の管理並びに行政事務全般

（監査の範囲は、主に令和2年4月1日から同年9月30日まで。ただし、必要に応じて過年度の書類や調査日時点の書類も調査対象とした。）

2 監査の主な着眼点

監査対象事務が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているかに主眼を置き、次の監査項目について監査を実施した。

（1）共通項目

- ア 予算の執行に関する事務は適切か。
- イ 収入に関する事務は適切か。
- ウ 支出に関する事務は適切か。
- エ 契約に関する事務は適切か。
- オ 財産管理に関する事務は適切か。
- カ 現金等の出納保管に関する事務は適切か。
- キ 行政運営の各事務は適切か。

（2）重点項目（監査対象の特性や想定されるリスクを勘案し、監査を効果的に行うために設定したもの）

- ア 各種補助金の交付について、補助の対象が明確に定められており、法令等に基づき適切になされているか。また、成果の確認は行われているか。
（商工観光課、企業立地推進課、農業振興課）
- イ 貸付金（融資）に関する事務は、法令等に基づき適切になされているか。
（商工観光課）
- ウ 講座等の受講者から徴収する教材費の取扱いは適切か。（「一宮市会計に関する規則」の適用対象外のもの）（働く婦人の家）

3 監査の主な実施内容

あらかじめ監査対象課に提出を求めた所定の資料を基に、主に次の方法により監査を行った。

(1) 書類の審査

関係書類・諸帳簿等の提出を求め、閲覧、照合等を行った。

(2) 説明の聴取

経済部長、次長及び担当課長等関係職員から説明を聴取した。

(3) 実地調査

必要な事項について実査等を行った。

4 監査の実施場所及び日程

	実施場所	日程
監査事務局による 事前調査	監査事務局	令和2年11月2日 ～令和3年1月20日
監査事務局による 実地調査	商工観光課	令和2年11月16日
	農業振興課、 農業委員会事務局	令和2年11月18日
	企業立地推進課	令和2年11月20日
	働く婦人の家	令和2年11月25日
監査委員による 本監査	監査事務局会議室	令和3年1月28日、 同月29日

第2 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。一部で見受けられた留意事項については、次のとおりである。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

[留意事項]

◎ 商工観光課

(1) 補助金交付額の算定誤り

繊維新商品開発事業補助金について、端数の処理方法を誤り、400円過少に交付していた。補助金の交付にあたっては、チェック体制を強化し、適正かつ確実な事務執行をされたい。

(2) 契約に係る事務の不備

契約に係る事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア オリナス一宮総合管理業務委託契約において、仕様書に定める提出物の一部が契約の相手方から提出されていない、又は、提出されているものの履行確認の責任者である主管課長による確認が行われていないものがあった。契約に基づく提出物は漏れなく提出するよう相手方を指導するとともに、業務の履行確認を徹底されたい。

イ 同契約において、施設の臨時休館に伴い相手方と協議のうえ業務内容を変更しているが、一部の業務について変更契約書に記載されていなかった。また、相手方との協議について記録が残されていなかった。契約内容を変更する際は、適正な履行を確保し、後の相手方とのトラブルを予防するため、必ず協議記録を書面で残すとともに変更契約書を作成されたい。

(3) 行政財産の目的外使用許可に係る事務手続の不備

尾張一宮駅前ビル1階観光案内所及び6階一宮市ビジネス支援センター内の行政財産、備品等の使用に関する事務手続において、適切に行われていないものが以下のとおり検出された。速やかに適切な手続を行い、必要な手続の漏れや誤りを未然に防ぐような体制を整えられたい。

なお、一宮市ビジネス支援センターは、一宮商工会議所ビジネス支援センター、いちのみや若者サポートステーション、SOHOインキュベータオフィスの3つの施設から成り、それぞれの施設を各事業者で使用させている。また共有スペースとして共同商談室、共同作業室が設置されている。

ア 観光案内所について、行政財産の目的外使用許可の手続を行わずに、相手方に使用させていた。

イ 一宮商工会議所ビジネス支援センターに係る行政財産の目的外使用許可
手続において、使用許可の自動更新は認められていないにもかかわらず、
相手方に使用許可期間の自動更新を定めた使用許可書を交付していた。

ウ いちのみや若者サポートステーションに係る行政財産の目的外使用許可
手続において、使用許可期間が満了しているにもかかわらず、更新手続を
行うことなく相手方に使用させていた。

エ 一宮市ビジネス支援センター内の各施設で行政財産の目的外使用許可に
伴い使用させている備品について、使用条件等が明文化されていなかった。

オ 共同作業室内に設置されているコピー機の使用料を一宮商工会議所ビジ
ネス支援センターに対し免除しているが、その手続が適切に行われていな
かった。

(4) 現金の取扱いに係る不備

一宮市会計に関する規則第 43 条第 1 項で、現金を収納したときは速やか
に指定金融機関等に払い込まなければならない旨が規定されているが、尾張
一宮駅前ビル 6 階の一宮市ビジネス支援センター共同作業室に設置されたコ
イン投入式コピー機の使用料について、令和 2 年 1 月 10 日から 8 月 5 日ま
での収納分を 8 月 5 日に回収し、指定金融機関に払い込んでいた。出先機関
においては、現金を一定期間保管することはやむを得ない場合もあると考えら
れるが、長期間コピー機内に保管することは、盗難などのリスクが増すため、
可能な限りコピー機内への保管期間を短くし、一宮市会計に関する規則に則
った運用とされたい。

◎ 企業立地推進課

(1) 補助金交付額の算定誤り

立地促進奨励金について、交付額の算定の基礎となる対象経費の計算を誤
り、12,000 円過少に交付していたものがあつた。奨励金の交付にあたっては、
チェック体制を強化し、適正かつ確実な事務執行をされたい。

(2) 工事発注に係る決裁文書及び契約書類の不備

朝日 2 丁目地内ほか案内標識修繕に係る見積依頼にあたり、仕様書等工事
内容に関する書類が決裁を経ず業者へ送付されていた。また、契約締結に係
る決裁及び契約書に仕様書等が添付されていなかった。市の意思決定は必ず

文書により決裁を行うとともに、意図した工事が確実に実施されるよう、必要書類は契約書に漏れなく添付されたい。

◎ 農業振興課
特になし。

◎ 働く婦人の家

(1) 契約に係る提出物の提出漏れ

空調設備保守点検委託契約において、契約書等で提出が定められている点検結果についての報告書が契約の相手方から提出されていなかった。契約に基づく提出物は漏れなく提出するよう相手方を指導するとともに、業務の履行確認を徹底されたい。

◎ 農業委員会事務局
特になし。